

新庄市障がい福祉計画

新庄市第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画

新庄市

目次

1. 計画の基本理念	1
2. 計画の期間	3
3. 計画の成果目標	3
4. 第4期障がい福祉計画の進捗状況	4
5. 平成32年度の成果目標値の設定	10
6. 成果目標の設定に係る活動指標等について	11
7. 活動指標見込み量確保のための方策	16
8. 地域生活支援事業の実施	16
9. 計画実現のために必要なその他の事項	20
10. 計画の達成状況点検及び評価	20

資料

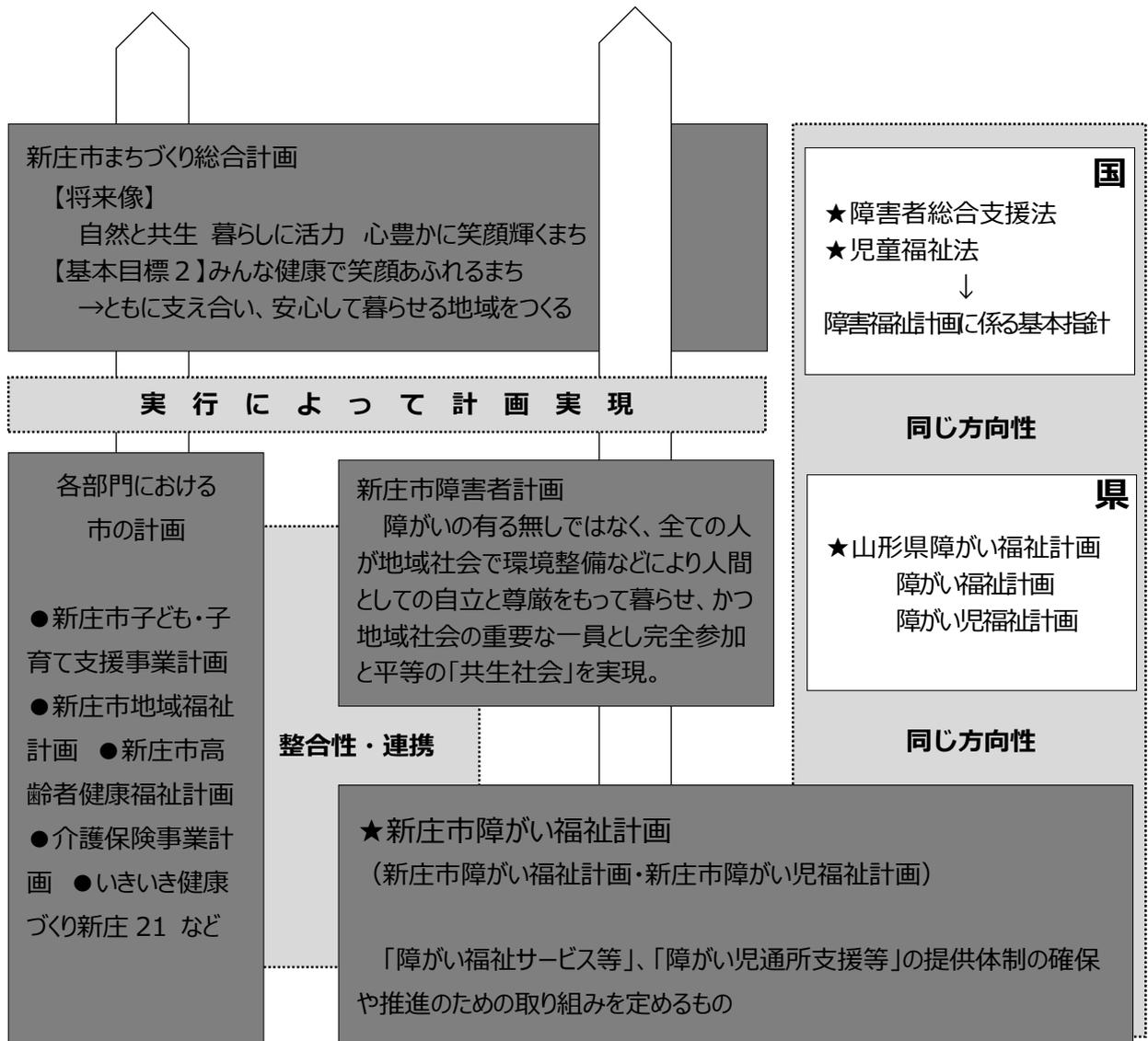
市内の各種障害者手帳所持者数	21
最上郡内の障がい福祉関連事業所等とその定員	22
最上郡内の障がい者雇用率の変遷	24
第4期計画期間の市地域生活支援事業の実施状況	25

1.計画の基本理念

新庄市障がい福祉計画（以下「計画」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 88 条の規定に基づく市町村障害福祉計画と、児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づく市町村障害児福祉計画を、一体として策定する計画で、障がいの有無にかかわらず、すべての人が等しく主体性を持って生き生きと暮らせる地域社会を実現するために、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業（以下、「障がい福祉サービス等」という。）並びに障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下、「障がい児通所支援等」という。）の提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。国の定める基本指針に沿って、第 5 期新庄市障がい福祉計画及び第 1 期新庄市障がい児福祉計画として策定します。

またこの計画は、当市の基本的な方向性等を定めた新庄市まちづくり総合計画や新庄市障がい者計画の実現のための計画であり、また新庄市子ども・子育て支援事業計画など、各部門の市の計画との整合性も合わせ持つものです。

■参考 各計画の関係図



■参考 障害者総合支援法及び児童福祉法による障がい福祉サービス

●障害者総合支援法によるサービス等

①障がい福祉サービス（自立支援給付）

●訪問系サービス

- ①居宅介護
- ②重度訪問介護
- ③同行援護
- ④行動援護
- ⑤重度障害者等包括支援

●居住系サービス

- ①自立生活援助
- ②共同生活援助
- ③施設入所支援

●日中活動系サービス等

- ①生活介護
- ②自立訓練
- ③就労移行支援
- ④就労継続支援 A 型
- ⑤就労継続支援 B 型
- ⑥就労定着支援
- ⑦療養介護
- ⑧短期入所

●相談支援

- ①計画相談支援
- ②地域移行支援
- ③地域定着支援

●自立支援医療

- ①更生医療
- ②育成医療
- ③精神通院医療

●補装具の支給・貸与

②地域生活支援事業

- 相談支援事業
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付事業
- 成年後見制度利用支援事業

- 移動支援事業
- 地域生活支援センター事業
- 福祉ホーム事業
- 日中一時支援事業 など

●専門性が高い相談支援事業、広域的事業、人材育成などは県が実施

●児童福祉法によるサービス等

●通所系サービス

- ①児童発達支援
- ②医療型児童発達支援
- ③放課後等デイサービス
- ④居宅訪問型児童発達支援
- ⑤保育所等訪問支援

●相談支援

- ①障がい児相談支援

●入所系サービス（県が実施）

- ①福祉型障がい児入所支援
- ②医療型障がい児入所支援

2.計画の期間

この計画は平成 30 年度から平成 32 年度の 3 か年の計画とします。

3.成果目標

この計画では、障がいのある方の自立支援や地域生活への移行、また地域における障がいのある児童の支援体制の構築などを進めるため、国の指針にもとづき次の点を成果目標として設定し、その目標を達成するため必要な活動指標を計画に見込みながら取り組みを進めます。

①福祉施設入所者の地域生活への移行

障がい者支援施設の入所者が地域生活に移行し、住み慣れた地域でその生活を継続していくことができるよう、平成 32 年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある方が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置や、精神病床における長期入院患者数及び早期退院率に関する目標値を設定します。

③地域生活支援拠点の整備

地域生活支援の機能を強化するため、地域の体制作りを行うコーディネーターの配置やショートステイによる緊急時の受入対応体制の確保などの機能を集約し、グループホーム等に付加した「地域生活支援拠点」や、これらの機能を地域内の複数の機関が分担して担う体制（いわゆる面的な体制）整備を目指します。

④福祉施設から一般就労への移行

地域の中で自立した生活を送るためには、仕事を持つことが重要となることから、福祉施設から一般就労への移行が促進するよう、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者等の目標値等を設定します。

⑤障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある児童の、障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で支援を提供できる体制を整備するため、地域における支援体制の整備・充実や、重症心身障がい児及び医療的ケア児など特別な支援を必要とする障がいのある児童に対する支援体制整備に関する目標値を設定します。

4.第4期障がい福祉計画の進捗状況

前計画における計画値と実績値は次の通りとなっています。

※欄内に「-」とあるものは法施行前などで目標設定が無いものです。実績値は年間値または年間値から算出した平均値ですが、平成29年度のみ、平成29年4月から平成30年1月までの数値をもとにしています。

(1) 訪問系サービス

【現況など】

基本的には増加傾向が続いています。行動援護は、今の所は身近な支援者がその役割を果たしていることが推測され、潜在的な利用対象者はいるものと考えられます。重度障害者等包括支援は、市はもとより県内に事業所がありません。しかし、施設入所等を利用している人が地域移行する場合に有利なサービスになり得ることから、状況を注視していきます。

①居宅介護…ヘルパーが自宅を訪問し、入浴や排せつ、食事などの介護、洗濯や掃除といった家事の援助などを行います。

居宅介護		平成27年度	平成28年度	平成29年度
1ヶ月あたりの利用時間の合計 (年間利用者数)	計 画	350時間 (35人)	444時間 (37人)	468時間 (39人)
	実 績	415時間 (37人)	356時間 (37人)	432時間 (35人)

②重度訪問介護…重度の障がいにより常に介護を必要とする方が対象です。ヘルパーが自宅訪問し、入浴や排せつ、食事などの介護、家事の援助のほか、外出する際の移動中の介護も総合的に行います。

重度訪問介護		平成27年度	平成28年度	平成29年度
1ヶ月あたりの利用時間の合計 (年間利用者数)	計 画	558時間 (6人)	672時間 (8人)	768時間 (8人)
	実 績	450時間 (4人)	515時間 (5人)	526時間 (5人)

- ③同行援護…視覚障がいにより移動が著しく困難な方が対象です。外出に付き添い、情報提供や移動中の援護などを行います。

同行援護		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1ヶ月あたりの利用時間の合計 (年間利用者数)	計 画	60 時間 (6 人)	60 時間 (6 人)	60 時間 (6 人)
	実 績	35 時間 (8 人)	36 時間 (7 人)	42 時間 (7 人)

- ④行動援護…知的障がいや精神障がいにより常時介護が必要な方が対象で、行動時の危険を避けるための援護や、外出時に必要な援助などを行います。

行動援護		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1ヶ月あたりの利用時間の合計 (年間利用者数)	計 画	—	72 時間 (2 人)	72 時間 (2 人)
	実 績	—	0 時間 (0 人)	0 時間 (0 人)

- ⑤重度障害者等包括支援…支援区分 6 で、かつ意思疎通が困難な方が対象で、居宅介護や共同生活介護、就労継続支援などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

重度障害者等包括支援		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1ヶ月あたりの利用時間の合計 (年間利用者数)	計 画	—	—	400 時間 (1 人)
	実 績	—	—	0 時間 (0 人)

(2) 日中活動系サービス等

【現況など】

全般的に利用が伸びています。市内に就労継続支援 A 型事業所が多いこともあって、特に A 型の利用が多い状況ですが、就労移行支援を利用して一般就労につなげていく流れを強化する必要があると考えられます。自立訓練は近隣にサービス提供事業所がありませんので、必要に応じ、市外の事業所の利用も踏まえ対応する必要があります。

- ①生活介護…障害支援区分3（施設入所者は4）以上の方が対象で、障害者支援施設などにおいて、主として日中、日常生活上の支援や、身体機能・生活能力の維持向上に向けた支援を行います。

生活介護		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1ヶ月あたりの利用日数の合計 (年間利用者数)	計 画	2,156 日 (98 人)	2,178 日 (99 人)	2,200 日 (100 人)
	実 績	1,878 日 (90 人)	1,924 日 (98 人)	1,971 日 (98 人)

- ②自立訓練（機能訓練）…身体障がいのある方のうち、入所施設や病院などを出て地域で自立した生活を行う上で一定の支援が必要な方が対象です。身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、家事等の訓練などを通じて、地域生活を営む力の向上を支援します。

自立訓練(機能訓練)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1ヶ月あたりの利用日数の合計 (年間利用者数)	計 画	22 日 (1 人)	22 日 (1 人)	22 日 (1 人)
	実 績	0 日 (0 人)	0 日 (0 人)	0 日 (0 人)

- ③自立訓練（生活訓練）・宿泊型自立訓練…知的または精神障がいのある方のうち、入所施設や病院などを出て地域で自立した生活を行う上で一定の支援が必要な方が対象です。食事や家事等、日常生活の能力向上に必要な訓練などを通じて、地域生活を営む力の向上を支援します。また、居住の場を提供しながら実施する宿泊型自立訓練もあります。

自立訓練(生活訓練)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1ヶ月あたりの利用日数の合計 (年間利用者数)	計 画	22 日 (1 人)	22 日 (1 人)	22 日 (1 人)
	実 績	0 日 (0 人)	0 日 (0 人)	0 日 (0 人)

- ④就労移行支援…一般就労などを希望する 65 歳未満の方が対象で、就労に必要な知識や能力の向上、企業における実習、その人にあった職場探しや就労後の職場定着の支援を行います。

就労移行支援		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1ヶ月あたりの利用日数の合計 (年間利用者数)	計 画	550 日 (25 人)	770 日 (35 人)	880 日 (40 人)
	実 績	231 日 (26 人)	269 日 (27 人)	263 日 (23 人)

⑤就労継続支援A型…一般企業等での就労が困難な方のうち、原則として適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方に、働く場の提供とともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援 A 型		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1ヶ月あたりの利用日数の合計 (年間利用者数)	計 画	1,870 日 (85 人)	1,936 日 (88 人)	1,980 日 (90 人)
	実 績	1,973 日 (118 人)	2,142 日 (119 人)	2,099 日 (113 人)

⑥就労継続支援B型…一般企業等での就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援 B 型		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1ヶ月あたりの利用日数の合計 (年間利用者数)	計 画	1,804 日 (82 人)	1,870 日 (85 人)	1,980 日 (90 人)
	実 績	1,329 日 (82 人)	1,414 日 (90 人)	1,596 日 (94 人)

⑦療養介護…長期入院による医学的管理と常時介護が必要な方が対象です。入院による医学的管理のもと、食事、入浴などの介護や、機能訓練などを行います。

療養介護		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
年間利用者数	計 画	9 人	9 人	10 人
	実 績	9 人	9 人	9 人

⑧短期入所…家庭で介護する方が病気などのため、障害者支援施設などへの短期間の入所が必要な方が対象です。入浴や排せつ、食事等の介護や日常生活の支援を行います。

短期入所		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1ヶ月あたりの利用日数の合計 (年間利用者数)	計 画	36 日 (5 人)	39 日 (6 人)	42 日 (7 人)
	実 績	26 日 (6 人)	23 日 (5 人)	29 日 (8 人)

(3) 居住系サービス

【現況など】

市内へのグループホーム立地が進んだことで平成 27 年に前年比で 20 人ほど利用者が増えました。今年度利用者が減ってはいるものの、利用の相談は常にあり、特に 24 時間の支援体制が整った包括型のグループホームは空きがない状況が続いていました。1 月に包括型施設が増えたことで今後は緩和されるものと考えられます。施設入所者の地域移行はあまり進んでいないのが現状です。

- ①共同生活援助…共同生活を行う住居で、相談や、入浴、排せつ、食事の介護その他必要な支援を行います。

共同生活援助		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
年間利用者数	計画	55 人	60 人	65 人
	実績	72 人	80 人	69 人

- ②施設入所支援…原則支援区分 4 以上の方が対象で、施設に入所し、主として夜間、入浴や排せつ、食事の介護など、日常生活上の支援を行います。

施設入所支援		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
年間利用者数	計画	68 人	67 人	66 人
	実績	68 人	71 人	71 人

(4) 相談支援サービス

【現況など】

平成 24 年より、障がい福祉サービス利用に際してサービス等利用計画案作成が必須となっていますが、モニタリング実施も含め、全てのサービス利用者が計画相談支援を利用しています。今後は地域移行支援や地域定着支援について、新しく始まるサービスなどの利用意向も踏まえながら、利用を増やすための方策を考慮する必要があります。

- ①計画相談支援…障がい福祉サービスを利用する際に、障がい者の心身の状況や環境、サービス利用の意向等を勘案し、「サービス等利用計画案」の作成やモニタリングを行います。

計画相談支援		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
年間利用者数	計 画	300 人	350 人	400 人
	実 績	273 人	253 人	246 人

- ②地域移行支援…障害者支援施設などを退所して地域生活を行う場合、必要な相談支援を行います。

地域移行支援		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
年間利用者数	計 画	1 人	2 人	2 人
	実 績	1 人	1 人	2 人

- ③地域定着支援…居宅で単身生活をしている方などを対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談や訪問などの支援を行います。

地域定着支援		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
年間利用者数	計 画	1 人	1 人	1 人
	実 績	0 人	0 人	0 人

(5) 児童通所支援等

【現況など】

児童発達支援は、計画値に対して大幅に低い状況です。見込日数が多かった可能性もありますが、事業所によっては利用者が集中し、もう少し通わせたいとの保護者の声も聞かれます。また、児童発達支援・放課後等デイサービスともに、医療的ケア児が円滑に利用できる体制が整っていないという大きな課題もあります。

- ①児童発達支援…障がいのある就学前児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

児童発達支援		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1ヶ月あたりの利用日数の合計 (年間利用者数)	計 画	117 日 (13 人)	126 日 (14 人)	144 日 (16 人)
	実 績	27 日 (9 人)	27 日 (13 人)	18 日 (10 人)

- ②放課後等デイサービス…学校就学中の障がいのある児童について、放課後や夏休みなどの長期休暇中、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。

放課後等デイサービス		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1ヶ月あたりの利用日数の合計 (年間利用者数)	計 画	420 日 (35 人)	456 日 (38 人)	480 日 (40 人)
	実 績	468 日 (42 人)	591 日 (56 人)	697 日 (65 人)

- ③障害児相談支援…障害児通所支援を利用する際に、障がいのある児童の心身の状況や環境、本人又は保護者の利用に関する意向等を勘案し、障害児支援利用計画案の作成やモニタリングを行います。

障害児相談支援		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
年間利用者数	計 画	45 人	50 人	55 人
	実 績	26 人	33 人	21 人

5.平成 32 年度の成果目標値の設定

①福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設から地域生活への移行を進める観点から、平成 28 年度末時点で福祉施設に入所している者のうち、平成 32 年度末までに 7 人 (10.1%) が地域生活に移行することを目指すとともに、平成 32 年度末時点の施設入所者数を、平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2 人 (2.9%) 減少させることを目指します。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、平成 32 年度までに、保

健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。また、精神病床における長期入院患者数及び早期退院率に関する目標値は、県が定める目標値とします。

■参考

精神病床における長期入院患者の地域移行に伴う基盤整備量に係る活動指標（第5期県計画）

精神病床における 長期入院患者の地域移行数	32 年末までの数値	
	内 65 歳以上	内 65 歳未満
県全体分	334 人	157 人
新庄市分 (人口による按分)	11 人	5.2 人

③地域生活支援拠点の整備

障がいのある方の地域生活を支援する機能の集約を行う地域生活支援拠点については、当市はもとより最上地域全体の状況も踏まえながら、複数の機関が分担して機能を担う体制（いわゆる面的な体制）の整備を目指します。

④福祉施設から一般就労への移行

平成 32 年度において、一般就労に移行する者の数を 2 人（平成 28 年度実績の約 2 倍）、就労移行支援事業の利用者を 32 人（平成 28 年度実績の約 1.2 倍）とすることを目指します。あわせて、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 80%とすることを目指します。

⑤障がい児支援の提供体制の整備等

国は、障がいのある児童への重層的な地域支援体制を構築するための児童発達支援センター（児童発達支援事業所よりも専門的な支援を行い、保育所等訪問支援サービスも担う）や、主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所について、平成 32 年までに各市町村又は各圏域に最低 1 カ所確保することを指針に掲げています。本市もこれを目指し、本市あるいは最上地域等においてどのようにこれを実現するか、また医療的ケア児の支援をどのように行っていくかについて、関係機関の協議の場を平成 30 年度末までに設置します。

6. 成果目標の設定に係る活動指標等について

成果目標の達成にあたり、その活動指標等として、各種サービス等の必要量を次のように見込むものとします。必要量は、成果目標に掲げる項目の内容や、当市における近年の推移などを踏まえて算出しています。

(1) 訪問系サービス

施設入所者や精神病床入院者の地域生活移行が進むこと、利用者の高齢化に伴う重度化などを考慮し、全体的に利用は増加すると見込んでいます。

①居宅介護

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1ヶ月あたりの利用時間の合計 (利用人数)	480 時間 (40 人)	516 時間 (43 人)	540 時間 (45 人)

②重度訪問介護…施設を退所するなどして、常時見守りや介護が必要な単身生活者の利用も今後考慮していく必要があります。この場合、利用時間は大幅に増えることとなりますが、推移を見ながら必要に応じて数値は見直していきます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1ヶ月あたりの利用時間の合計 (利用人数)	645 時間 (5 人)	774 時間 (6 人)	903 時間 (7 人)

③同行援護

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1ヶ月あたりの利用時間の合計 (利用人数)	42 時間 (7 人)	48 時間 (8 人)	54 時間 (9 人)

④行動援護

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1ヶ月あたりの利用時間の合計 (利用人数)	36 時間 (1 人)	36 時間 (1 人)	72 時間 (2 人)

⑤重度障害者等包括支援…近隣にサービス提供事業所はありません。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1ヶ月あたりの利用時間の合計 (利用人数)	400 時間 (1 人)	400 時間 (1 人)	400 時間 (1 人)

(2) 日中活動系サービス等

訪問系と同様、基本的に利用は増加すると見込んでいます。

①生活介護

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1ヶ月あたりの利用日数の合計 (利用人数)	2,000 日 (100 人)	2,060 日 (103 人)	2,100 日 (105 人)

②自立訓練（機能訓練）…近隣にサービス提供事業所はありません。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1ヶ月あたりの利用日数の合計 (利用人数)	22 日 (1 人)	22 日 (1 人)	22 日 (1 人)

③自立訓練（生活訓練）・宿泊型自立訓練…近隣にサービス提供事業所はありません。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1ヶ月あたりの利用日数の合計 (利用人数)	22 日 (1 人)	22 日 (1 人)	22 日 (1 人)

④就労移行支援…一般就労への移行を進めるうえで、利用は増えるものと考えられます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1ヶ月あたりの利用日数の合計 (利用人数)	330 日 (30 人)	385 日 (35 人)	440 日 (40 人)

⑤就労継続支援 A 型…一般就労への移行が進めば、就労継続支援サービス利用者が減ることも考えられますが、社会状況なども考慮すれば増加傾向は続くものと考えられます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1ヶ月あたりの利用日数の合計 (利用人数)	2,142 日 (119 人)	2,160 日 (120 人)	2,196 日 (122 人)

⑥就労継続支援 B 型

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1ヶ月あたりの利用日数の合計 (利用人数)	1,615 日 (95 人)	1,632 日 (95 人)	1,666 日 (98 人)

⑦就労定着支援（平成 30 年 4 月からのサービス）

就労移行支援等を利用して一般就労した方に関し、相談を通じて生活面の課題（遅刻や欠勤の増加や薬の飲み忘れによるトラブルなど）を把握し、企業や関係機関との連絡調整など、課題解決に向けた必要な支援を行います。身近に事業所ができれば利用者は増えるものと思われ
ます。状況を注視し、必要に応じ数値は見直していきます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1ヶ月あたりの利用人数	1 人	2 人	3 人

⑧療養介護…増減はあまりないものと見込んでいます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1ヶ月あたりの利用人数	9 人	10 人	10 人

⑨短期入所

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1ヶ月あたりの利用日数の合計 (利用人数)	24 日 (6 人)	28 日 (7 人)	32 日 (8 人)

(3) 居住系サービス

①自立生活援助（平成 30 年 4 月からのサービス）

入所施設や病院、グループホームなどを出て一人暮らしを希望する方などが対象で、定期的な自宅訪問を通して、日常生活上の課題が無いか、地域住民との関係は良好かなどを確認し、助言や関係機関との連絡調整を行います。身近に事業所ができれば利用者は増えるものと思われれます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1ヶ月あたりの利用人数	1 人	2 人	3 人

②共同生活援助…施設等から地域への移行を進めるうえで、利用は増加するものと思われれます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1ヶ月あたりの利用人数	70 人	72 人	75 人

③施設入所支援…一定の利用は維持されるものと考えられれますが、地域移行を進める過程で減少が見込まれれます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1ヶ月あたりの利用人数	69 人	68 人	67 人

(4) 相談支援

①計画相談支援…障がい福祉サービスを必要とする人は増加傾向にあると見込まれ、それに伴って利用も増えるものと考えられれます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
年間の利用人数	470 人	480 人	480 人

②地域移行支援…地域移行が進む過程で利用は増えてくるものと考えられます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1ヶ月あたりの利用人数	1 人	2 人	3 人

③地域定着支援…地域移行が進む過程で利用は増えてくるものと考えられます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1ヶ月あたりの利用人数	1 人	2 人	3 人

(5) 児童通所支援等

①児童発達支援…医療の高度化、発達障がい等の情報が広く知られるようになった昨今の状況から、対象者は増加傾向と考えられます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1ヶ月あたりの利用日数の合計 (利用人数)	56 日 (14 人)	60 日 (15 人)	64 日 (16 人)

②放課後等デイサービス…近年の増加傾向が今後も続くものと見込まれます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1ヶ月あたりの利用日数の合計 (利用人数)	660 (60 人)	693 日 (63 人)	715 日 (65 人)

③保育所等訪問支援…保育所等を訪問し、障害児に対して集団生活への適応訓練などの支援を行います。現在は近隣にサービス提供事業所がありません。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1ヶ月あたりの利用日数の合計 (利用人数)	2 日 (1 人)	2 日 (1 人)	4 日 (2 人)

④医療型児童発達支援…医療的管理での支援が必要な障害児へ、児童発達支援のサービスを行います。現在は近隣にサービス提供事業所がありません。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1ヶ月あたりの利用日数の合計 (利用人数)	8 日 (2 人)	8 日 (2 人)	8 日 (2 人)

⑤居宅訪問型児童発達支援（平成 30 年 4 月からのサービス）…児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障害児などを対象に、居宅を訪問して発達支援を行います。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1 ヶ月あたりの利用日数の合計 (利用人数)	4 日 (2 人)	4 日 (2 人)	4 日 (2 人)

⑥障がい児相談支援…障害児通所支援を利用する際に、障がいのある児童の心身の状況や環境、本人又は保護者の利用に関する意向等を勘案し、障害児支援利用計画案の作成やモニタリングを行います。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
年間の利用人数	48 人	55 人	60 人

7. 活動指標見込み量確保のための方策

22 ページに最上郡内の指定事業所一覧を掲載していますが、本市及びその近隣に提供事業所が無いサービスがあるほか、地域移行が進む上で、居宅系や居住系などのサービスに不足が生じる可能性があります。最上地域のサービス提供が本市に集中している状況の中、適切なサービス提供ができるよう地域内関係機関の協議・検討を活発化し、県とも連携しながら、サービス量確保に努めていきます。

特に、近年増加・重度化傾向にあると考えられる発達障がいを含む障がい児に対する支援については、その対象者数やニーズなど、基礎数値の把握にもまだまだ課題があります。設置を進めることとしている、関係機関が協議を行う場を通して適切な支援について検討し、対応していくことにします。

また、これまでも取り組みが進められてきた、障がい者の就労・雇用促進に関しては、就労系のサービス利用状況や障がい者雇用率の面で、県や全国平均と比べて良好な状況となっています（24 ページも参照）。今後も、最上障害者就業・生活支援センターを始めとする関係機関と一体となって、この状況の維持・拡大を目指します。加えて、特別支援学校との連携に関しては、児童生徒や保護者の希望に応じた就労や福祉サービス利用が円滑にできるよう、情報共有や協議の場への参加に今後も取り組みます。

最後に、就労や雇用の推進なども含めた、地域に対する障がい福祉に関する情報発信の取り組みがまだまだ不足しています。今後さまざまな機会を捉えて、地域への情報発信に取り組みます。

8. 地域生活支援事業の実施

障害者総合支援法第 77 条では地方自治体が、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態で実施できる「地域生活支援事業」が定められています。本市では次の通り事業実施を見込んでいますが、地域生活支援事業に対する国の支援の変化も考慮し、適切な財源確保と効果的な事

業実施について随時検討していきます。なお、前計画期間における実施状況は26ページの表の通りです。

①理解促進研修・啓発事業…障がいに対する正しい理解を促すための事業を実施します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施数	1 件	1 件	2 件

②自発的活動支援事業…障がい者等が地域において自発的に行う活動を支援します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施数	2 件	2 件	3 件

③障害者相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業含む）…障がいのある方の相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のための援助を行います。本市ではこの事業を委託実施していて当面現状を維持する見込みですが、今後の委託数や基幹相談支援センターの設置について、随時検討を進めていきます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
委託数	2 か所	2 か所	2 か所

④地域自立支援協議会…困難ケースでの対応事例等を検討しながら、相談支援体制のあり方などを協議するとともに、任意事業である地域資源の開発などの取り組みも模索します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
協議会実施の有無	有	有	有

⑤成年後見制度利用支援事業…判断能力が不十分な方で身寄りがない方など、成年後見等の審判請求が困難な方がいる場合に制度利用を支援します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	1	1	1

⑥手話奉仕員派遣事業（意思疎通支援事業）…聴覚、音声機能に障がいのある方に、手話奉仕員を派遣し意思の伝達を支援します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
年間利用件数	25	25	25

- ⑦日常生活用具給付等事業…自立した日常生活に要する用具を、障がいの種別、程度に応じて給付又は貸与します。住宅改修費給付事業（重度の身体障がい者の居住環境改善）も含まれます。

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
年間利用 件数	介護・訓練支援用具	3	3	3
	自立生活支援用具	5	5	5
	在宅療養等支援用具	10	10	10
	情報・意思疎通支援用具	10	10	10
	排泄管理支援用具	80	80	80
	居宅生活動作補助用具※	3	3	3

※住宅改修費

- ⑧移動支援事業…障がいにより移動が困難な方の社会生活上不可欠な外出や余暇活動などの社会参加を支援します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1ヶ月あたりの利用時間の合計 (利用人数)	200 時間 (1 人)	400 時間 (2 人)	400 時間 (2 人)

- ⑨地域活動支援センター（基礎的事業・機能強化事業）…障がいのある方に対し、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流促進等の便宜を図ります。当面現状を維持しますが、国の支援が交付税によるものとなったことも考慮し、今後のあり方についても検討します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
事業所設置数 (利用人数)	1 (10 人)	1 (10 人)	1 (10 人)

- ⑩乳幼児期からの特別支援活動事業…知的障がいや発達障がいなどがある子どもの保護者や保育士などの支援者に対し、関わり方などを身に付けるための「ペアレント・プログラム」を実施し、子どもの発達を促します。(平成 30 年 4 月より市町村地域生活支援促進事業の予定)

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施回数 (利用人数)	1 (20 人)	1 (20 人)	1 (20 人)

⑪その他の事業

(1) 身体障害者自立訓練支援事業…福祉ホームに居住している重度身体障害者の生活介護サービスを支援します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用人数	2 人	2 人	2 人

(2) 更生訓練費給付事業…更生訓練に必要な費用の支援を行います。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用人数	1 人	1 人	1 人

(3) 日中一時支援事業…日中における活動の場を確保し支援します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
事業所設置数 (利用人数)	7 (25 人)	7 (25 人)	8 (30 人)

(4) 知的障害者職親委託事業…知的障がいのある方を一定期間、職親に預け、生活指導や技能習得訓練を支援します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用人数	1 人	1 人	1 人

(5) レクリエーション活動等支援事業…体力増強、交流、余暇等に資するため、また障がい者スポーツの普及のために支援します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
教室参加者	60 人	60 人	60 人

(6) 芸術文化活動振興事業…芸術・文化活動を振興し、創作意欲や社会参加の促進のために支援します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
教室参加者	30 人	30 人	30 人

(7) 声の広報等発行事業…視覚に障がいがある方に、市報などの行政情報をカセットテープに録音して、情報提供を行います。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	10 人	10 人	10 人

(8) 奉仕員養成研修事業…日常会話程度の手話技術などの研修を行います。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	15 人	16 人	17 人

(9) 障害者自動車改造費助成事業…使用する自動車の改造に要する経費の一部を助成します

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	1 人	1 人	1 人

9. 計画実現のために必要なその他の事項

①障がい者虐待防止に向けたより効果的な体制の構築

障害者虐待防止法に基づき、障がいのある方に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切に対応できるよう、庁内体制や関係組織との連携を強化し、より効果的な体制の構築を進めます。

②障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいを理由とする差別（障がい者等に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）の解消を推進し、共生社会を実現するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）等にもとづき、市民に対する普及啓発等の施策を実施します。

③地域としての支援体制確立に向けて

社会全般におけるニーズの多様化と同様、障がい福祉に対するニーズも多様化しています。また、地域住民同士のつながりも希薄となっている今、対応困難なケースが頻繁にみられるようになっていきます。さらには、身近な支援者の高齢化が、受給者のサービス利用に今後影響を及ぼす不安も出てきています。こうした現状においても、各事業所において法令を遵守しながら、適切にサービス提供・利用者支援ができるよう、近隣自治体とともに、地域としての支援体制の確立に向けた検討も活発化していきます。

10. 計画の推進管理

本計画の各年度における進捗状況について、新庄市障害者福祉計画推進委員会に報告し、点検及び評価を行い、必要な改善を行っていくものとします。

資料1 市内の各種障害者手帳所持者数（平成29年度は未集計。×印は適用が無い級）

		H26							H27							H28							
対象障害など	年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	
身体	視覚	～18						134							130	1							121
		18～	47	40	9	11	11	16	44	41	9	10	12	14	39	39	8	9	11	14			
	聴覚・平衡機能 (聴覚)	～18		1	1			3		1	1			3		1	2					2	
		18～	13	30	20	43	1	46	11	30	19	44	1	46	11	31	18	51	1	49			
	聴覚・平衡機能 (平衡機能)	～18						×						×								×	
		18～						×						×								×	
	音声・言語・咀嚼 機能障害	～18			1			×			1			×			1					×	
		18～			12	11		×			12	12		×			11	11				×	
	肢体不自由 (上肢)	～18			1						1				1		1						
		18～	117	114	56	30	22	27	120	117	52	33	21	26	121	117	49	32	21	26			
	肢体不自由 (下肢)	～18														1							
		18～	12	24	114	215	96	39	13	25	109	216	96	40	16	26	111	215	95	40			
	肢体不自由(体幹)	～18																					
		18～	31	30	31		16		32	31	33		15		33	30	34		15				
	脳原性運動機能障 害(上肢機能)	～18	2						2						2								
		18～	11		2	3	1	4	11		2	2	1	4	11		2	2	1	4			
	脳原性運動機能障 害(移動機能)	～18	5	3				1	6	3		1		1	6	2		1		1			
		18～	6	3	2		1	1	6	3	2		1	1	6	2	2		1	1			
	心臓機能障害	～18	2			1		×	2		2	1		×	2		1	1				×	
		18～	201	1	34	55		×	200	1	31	57		×	204	2	38	57				×	
じん臓機能障害	～18						×						×								×		
	18～	128					×	128		1			×	135							×		
呼吸器機能障害	～18						×						×								×		
	18～	6	1	7	4		×	5	1	7	2		×	5	1	12	4				×		
ぼうこう・直腸機 能障害	～18						×						×								×		
	18～			1	68		×			1	71		×			2	71				×		
小腸機能障害	～18						×						×								×		
	18～			1			×			1			×			1	1				×		
免疫機能障害	～18						×						×								×		
	18～						×						×								×		
肝臓機能障害	～18						×						×								×		
	18～	2		1			×	2		1			×	2		1					×		
★身体障害者手帳計		1,849							1,851							1,878							
療育	A	～18					9						8								10		
		18～					63						67								68		
	B	～18					35						32								36		
		18～					142						145								150		
★療育手帳計		249							252							264							
精神	★精神障害者保健福祉手帳	58	65	36			×	53	68	46			×	55	66	44				×			
	(自立支援医療受給者証)	345							357							360							
★各種障害者手帳合計		2,257							2,270							2,307							
新庄市人口		37,802							37,295							36,463							
手帳所持者の割合(対人口%)		5.971%							6.087%							6.327%							

資料 2 最上郡内の障がい福祉関連事業所等とその定員（平成 30 年 4 月 1 日の見込）

■相談支援事業所

	所在	サービス毎の指定の有無			
		特定相談支援	地域移行支援	地域定着支援	障害児相談支援
1	ピアサポート 希望の里	○市指定	○	○	○市指定
2	福祉サポートセンター山形	○市指定	○	○	○市指定
3	指定相談支援事業所ピース	○市指定	○	○	○市指定
4	障がい者相談支援事業所 光生園	○町指定	○	○	○町指定
5	サポートセンターあかつき	○村指定	○	○	○村指定
6	最上相談支援事業所	○市指定			○市指定
7	指定相談支援事業所すぎのこハウス	○市指定			
8	相談支援事業所こころ	○市指定			○市指定
9	サポートセンターみらい	○町指定	○	○	○町指定

■訪問系サービス提供事業所

	所在	サービス毎の指定有無			
		居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護
1	新庄地域福祉事業所ヘルパーステーション さんのほり	○	○		
2	ケアワーク新庄	○	○		
3	最上町社会福祉協議会指定訪問介護支援事業所	○	○		
4	訪問介護事業所 えんじゅ	○	○		
5	障害者ホームヘルパーステーション ゆうゆう	○	○		
6	ホームヘルプサービス ひまわり	○	○		
7	ジャパンケア新庄金沢	○	○		
8	ニチイケアセンター若葉	○	○	○	
9	カイセイ居宅介護事業所	○	○	○	○
10	どんぐり	○	○	○	○
11	もみの木訪問介護事業所	○	○	○	○
サービス提供事業所数		11	11	4	3

■日中活動系サービス提供事業所

	所在	指定サービスに係る定員			
		生活介護	就労移行支援	就労継続支援 A	就労継続支援 B
1	就労継続支援（A型）事業所ピース本町		9	31	
2	就労継続支援（A型）事業所ピースしみず			20	
3	就労継続支援（A型）事業所ピース東山			20	
4	就労継続支援（A型）事業所ピース五日町			40	
5	J u J u・マルシェ			15	
6	エポック			25	
7	シャイニー新庄升形			20	
8	スマッシュ長沢	6		17	
9	さけがわりハビリセンター		6		14
10	ライムハウス（来夢家）		6		14
11	就労支援多機能型事業所アシスト		6		14
12	大樹		6(休止中)		14
13	フロンティア		10		10
14	すてっぷハウス		10		10
15	J u J u・若葉		6(休止中)		14
16	たんぼぼ作業所				12
17	すぎのこハウス	14	6(休止中)		10
	かねやまハウス（従たる事業所）		6		10
18	障害福祉サービス事業所 友愛園		6		38
19	さくらほうす	10	6(休止中)		10
20	そら（あおぞらはうすとの多機能事業所）		10		
サービス提供事業所定員合計		52	53	188	170

■居住系サービス提供事業所等

	所在	指定サービスに係る定員			
		共同生活援助 (包括)	共同生活援助 (外部)	施設入所支援 (及び生活介護)	短期入所
◆包括型グループホーム					
1	指定共同生活援助事業所ステップ (あかつき)	戸沢村	6		
2	指定共同生活援助事業所ステップ (すまいる)	戸沢村	5		
3	指定共同生活援助事業所ステップ (ポブラ)	戸沢村	5		
4	ケアホームあたしん家	新庄市	6		
5	ピース (ピース第1ホーム)	新庄市	4		
6	ピース (ピース第2ホーム)	新庄市	4		
7	ピース (ピース第3ホーム)	新庄市	4		
8	ピース (ピース第4ホーム)	新庄市	6		
9	ピース (ピース第5ホーム)	新庄市	6		
10	ピース (ピース第6ホーム)	新庄市	4		
11	ピース (ピース第7ホーム)	新庄市	4		
12	ピース (ピース第8ホーム)	新庄市	4		
13	ピース (ピース第9ホーム)	新庄市	4		
14	ピース (ピース第10ホーム)	新庄市	4		
15	ピース (ピース第11ホーム)	新庄市	4		
16	ピース (ピース第12ホーム)	新庄市	4		
17	ピース (ピース第13ホーム)	新庄市	4		
18	ピース (ピース第14ホーム)	新庄市	4		
19	ピース (ピース第15ホーム)	新庄市	4		
20	ピース (ピース第16ホーム)	新庄市	4		
21	ピース (ピース第17ホーム)	新庄市	6		
22	ピース (ピース第18ホーム)	新庄市	4		
23	ピース (ピース第19ホーム)	新庄市	4		
24	ピース (ピース第20ホーム)	新庄市	4		
25	ピース (ピース第21ホーム)	新庄市	4		
26	あじさい館新庄	新庄市	20		
27	グループホームくれよんはうす	新庄市	5		
◆外部型グループホーム					
1	新庄明和病院グループホーム (あじさい)	新庄市		6	
2	新庄明和病院グループホーム (ふあーの木)	新庄市		6	
3	グループホームあたしん家	新庄市		6	
4	ボリス (ボリス)	新庄市		6	
5	ボリス (つばさ)	新庄市		6	
6	ボリス (すばる)	新庄市		5	
7	ボリス (ジェミニ)	新庄市		4	
8	ボリス (オリオン)	新庄市		4	
9	ボリス (イーグル)	新庄市		5	
10	グループホームラティウム鳥越	新庄市		4	
11	グループホームラティウム沼田町	新庄市		4	
◆入所施設					
1	光生園	舟形町			100 ○
2	清流園	戸沢村			75 ○
3	最上ふれあい学園	最上町			80 ○
4	山形県立最上学園 ※基本は児童向施設	新庄市			30 ○
サービス提供事業所定員合計			137	56	285

■障がい児通所等支援サービスの提供事業所等

	所在	指定サービスに係る定員		
		児童発達支援	放課後等デイサービス	福祉型入所施設
1	くれよんはうす	新庄市	10	
2	あおぞらはうす	新庄市	10	
3	にじいろはうす	新庄市	10	
4	キッズサポート ことばのつばさ	新庄市	10	
5	児童デイサービス・アニマートしんじょう	新庄市	10	
6	セラピーファームめぐたま	金山町	10	
7	山形県立最上学園	新庄市		30 ○
サービス提供事業所定員合計			60	30

資料3 最上郡内の障がい者雇用率の変遷（ハローワーク新庄調べ）

年度	企業数	常用労働者数	基礎労働者数	障害者数 (カウント)	雇用率			雇用達成企業	
					新庄管内	山形県	全国	企業数	達成率(%)
19	48	5,574	5,348	83.0	1.55	1.50	1.55	21	43.75
20	49	5,704	5,482	86.0	1.57	1.51	1.59	23	46.94
21	45	5,347	5,117	72.0	1.41	1.56	1.63	18	40.00
22	43	5,208	4,999	70.0	1.40	1.58	1.68	18	41.86
23	47	5,542	5,377	84.0	1.56	1.55	1.65	21	44.68
24	50	5,903	5,705	171.0	3.00	1.64	1.69	29	58.00
25	58	6,620	6,344	222.0	3.50	1.79	1.76	31	53.45
26	60	6,788	6,501	249.5	3.84	1.88	1.82	38	63.33
27	59	6,844	6,578	288.0	4.38	1.93	1.88	40	67.80
28	58	6,808	6,569	298.5	4.54	1.96	1.92	40	68.97
29	58	6,967	6,725	318.0	4.73	2.03	1.97	38	65.52

○各年度6月1日における数値です。

○企業数とは、法適用の対象となる企業数のことで、管内に本社のある法人で、基礎労働者数（常用労働者数から除外率分を控除したもの）が50人（24年度までは56人）以上の企業です。

○平成24年度からの雇用率の大幅な上昇は、障がい福祉サービスの就労継続支援A型事業所が新たに報告対象事業主になったことが大きな要因です。

○障害者数（カウント）は人数ではなく、障がいの程度や労働時間などにより、0.5～2に数値化して積み上げた数値です。

資料4 第4期計画期間の市地域生活支援事業の実施状況

事業の名称	単位	27年度	28年度	29年度
理解促進研修・啓発事業	実施数	0	0	1
自発的活動支援事業	実施数	0	0	1
相談支援事業等				
障害者相談支援事業	委託数	2	2	2
地域自立支援協議会	実施有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	実施有無	有	有	有
手話奉仕員派遣事業（意思疎通支援事業）	利用件数	22	27	12
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	給付件数	0	1	0
自立生活支援用具	給付件数	6	2	2
在宅療養等支援用具	給付件数	10	5	6
情報・意思疎通支援用具	給付件数	3	5	2
排泄管理支援用具	給付件数	78	74	75
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付件数	0	1	3
移動支援事業	利用人数（時間）	0(0)	0(0)	1(180)
地域活動支援センター	設置数（人数）	1(10)	1(10)	1(8)
その他の事業				
身体障害者自立訓練支援事業	利用人数	2	2	2
更生訓練費給付事業	利用人数	0	0	0
知的障害者職親委託制度	利用人数	1	1	1
日中一時支援事業	設置数（人数）	5(16)	6(15)	7(20)
社会参加促進事業				
スポーツレクリエーション教室開催事業	利用人数	48	47	54
芸術・文化講座開催等事業	利用人数	25	22	20
声の広報等発行事業	利用人数	6	5	4
奉仕員養成・研修事業	利用人数	13	12	15